

タンデム加速器及びその周辺技術の研究会 会則

2016 年 6 月 30 日施行

2024 年 6 月 28 日改訂

2026 年 7 月 31 日改訂

第1章 総則

- 第1条 本会は「タンデム加速器及びその周辺技術の研究会」とする。
- 第2条 本会は日本における静電加速器および関連分野の研究を促進するとともに、会員相互の交流及び国際的交流を図り、学術・文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、その目的を達成するために以下の活動を行う。
1. 会員相互の情報交換。
 2. 学術的会合の開催。
 3. 静電加速器の技術交流の実施。
 4. その他前条の目的を達成するために必要な事項。
- 第4条 会則の実行に必要な細則は、世話人会の議によって定め、総会において報告される。

第2章 会員

- 第5条 本会の活動に参加する会員は、次に掲げる正会員、賛助会員とする。
1. 正会員は、静電加速器及び関連分野の研究に興味を持つ個人。
 2. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その事業を援助する個人あるいは団体。

第3章 役員

- 第6条 本会に次の役員をおく。
- | | |
|-----------|--------|
| 1. 世話人会代表 | 1 名 |
| 2. 世話人 | 30 名以内 |
| 3. 会計監査 | 1 名以上 |
- 第7条 世話人会代表は当該年度の世話人から世話人会において選出し、本会を代表し、会務を統括する。
- 第8条 世話人は国内の各静電加速器施設より 1 名を選考する。世話人は施設の会員の投票により正会員の中から選出される。
- 第9条 世話人会代表、世話人、会計監査で構成される世話人会は、本会の運営に関する審議を行う。
- 第10条 会計監査の選出は世話人の互選による。
- 第11条 会計監査は、研究会に関する収入、支出が正当に運用されていることを監督する。
- 第12条 世話人会代表、世話人および会計監査の任期は 1 年とし、いずれも再任を妨げない。

第4章 総会および世話人会

- 第13条 総会および世話人会は年 1 回程度開かれ、本会運営の基本方針の決定を行う。
総会の議長は出席会員の互選による。
- 第14条 総会の議題は、世話人会が提出する。
- 第15条 総会は出席会員数の 1/5 以上の時に成立する。
- 第16条 総会での議決は出席会員数の過半数による。
- 第17条 総会に提出する議題、会計報告は世話人会よりおこなう。
- 第18条 世話人会は出席委員数と委任状の合計が委員総数の半数以上の時に成立する。
- 第19条 世話人会は必要に応じて、各種の委員会を設置することができる。

第5章 事務局

- 第20条 本会に事務局を置き、世話人会代表が本会に於ける事務的業務を統括する。
- 第21条 事務局は、世話人会の議を経て、その設置機関を移動することができる。

第6章 会計

- 第22条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第23条 本会の経費は、研究会参加費、寄付金その他の収入による。

第24条 本会の決算は、会計監査の意見を付して会員に報告し、その承認を得なければならない。

第7章 会則の変更

第25条 会則の変更は、世話人会の議を経て、総会における議決によって行う。変更には総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

細則

第1章 会員

第1条 本会に入会する際には、事務局に申請をおこなう。世話人会において、入会の可否を審査し、決定する。

第2条 本会を退会しようとする者は、その旨を事務局へ連絡の上、承認を受ける。
会員が本会の名誉を著しく損じまたは目的に反する行為があった時には、世話人会の議決を経てこれを除名することができる。

第3条 事務局は会員名簿を整備し、定期的に更新する。

第2章 会費（研究会参加費）

第4条 年1回開催する研究会において会費（研究会参加費）を支払う。

第5条 研究会に参加する会員は以下の会費を納入しなければならない。

正会員（一般会員）	2,000 円
-----------	---------

学生会員	1,000 円
------	---------

ただし、学生会員とは大学学部学生、大学院生などで、世話人会で認められた者をいう。

第6条 会費は、研究会事務局が徴収・管理し、通信費、研究会の開催に係わる経費、研究会の要旨・報告集の印刷費への補助などに使用される。

第7条 既納された会費は理由の如何を問わず返却しない。

第3章 世話人会代表の選出

第8条 世話人会代表および会計監査の選出は、世話人会において世話人の投票により決定する。
また、総会による承認を必要とする。

第9条 投票は、世話人会における直接投票とする。

第4章 学術的会合

第10条 日本に於ける静電加速器の現状を把握し、会員相互の親睦を図るために、年に一度「タンデム加速器及びその周辺技術の研究会」を開催する。

第11条 次回の「タンデム加速器及びその周辺技術の研究会」の開催地は、日本の静電加速器研究機関の中から選定し、総会に於いて報告される。

第12条 次回の「タンデム加速器及びその周辺技術の研究会」の開催時期と期間は、開催機関が決定し、早い時期に会員に報せる。

第13条 研究会開催の必要経費には、研究会参加費および協賛寄付が充てられる。

第14条 「タンデム加速器及びその周辺技術の研究会」開催後、開催機関は報告集を出版し、参加者および希望者に配布する。

付則

この会則は 2016 年 6 月 30 日より施行する。

この会則は 2024 年 6 月 28 日に改訂をおこなった。

この会則は 2026 年 7 月 31 日に改訂をおこなった。